

広島県告示第五百八十九号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第八条の三の規定による業務従事者の講習として、次のとおり指定した。

令和八年五月七日

広島県知事 横 田 美 香

一 主催者

東京都港区新橋六丁目八番二号

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

二 クリーニング師研修（オンデマンド方式）

1 期日及び受講場所

| 期 日 | 受 講 場 所 |
|------------------------------|-----------------|
| 令和八年五月一日（金） 令和九年三月三十一日（水） | 自宅等におけるオンデマンド受講 |

2 科目及び時間数

| 科 目 | 時 間 数 |
|-----------------|-------|
| 衛生法規及び公衆衛生 | 一時間 |
| 洗たく物の受取、保管及び引渡し | 一時間 |
| 洗たく物の処理 | 一時間 |
| 繊維及び繊維製品 | 一時間 |
| レポート | 有 |

三 業務従事者講習（オンデマンド方式）

1 期日及び受講場所

| 期 日 | 受 講 場 所 |
|-----|---------|
|-----|---------|

令和八年五月一日(金)
令和九年三月三十一日(水)

自宅等におけるオンデマンド受講

2 科目及び時間数

| 科 目 | 時 間 数 |
|-----------------|-------|
| 衛生法規及び公衆衛生 | 一時間 |
| 洗たく物の受取、保管及び引渡し | 一時間 |
| 洗たく物の処理 | 一時間 |
| 繊維及び繊維製品 | 一時間 |
| レポート | 有 |

四 受講料

1 クリーニング師研修 五千円

2 業務従事者講習 四千五百円